

平成21年11月17日
東北地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

東北地方整備局は、下記の者に対して建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

記

若松 一幸 第260216号 戒告 (平成21年11月16日付)

岩手県内の自動車車庫(1物件)に関し、住友不動産株式会社ハウジング一級建築士事務所(東京都)の工事監理者として、工事監理に必要な設計図書が確認済証の交付を受けた適法な設計図書であることを確実な方法で確認することを怠り、二級建築士による虚偽の確認済証によって、確認済証の交付を受けていない設計図書で工事監理を行った。

(別の二級建築士事務所に所属していた上記二級建築士については、岩手県より平成21年6月26日付けで懲戒処分が行われています。)

参考;二級建築士の懲戒処分について

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&cd=19862>

<発表記者会:宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 電話 022-225-2171(代表)
建設部 住宅調整官 ばしやうみや そういちろう 芭蕉宮 総一郎(内線6114)
建設部 都市・住宅整備課 課長 さかい りょう 酒井 了(内線6161)

【参照条文】

建築士法（抜粋）

（懲戒）

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略